

令和7年度

新潟航空基地女性諸室等改修工事

第九管区海上保安本部

第一章 工事概要

1. 工事名称

新潟航空基地女性諸室等改修工事

2. 工事場所

新潟航空基地

〒950-0001 新潟県新潟市東区松浜町新潟空港内 （別図1及び2参照）

3. 工事期間

契約締結日から令和7年10月31日（金）まで。

4. 担当部署

事務所名 第九管区海上保安本部総務部経理課（仕様、監督）

所在地 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1-4

電話 025-285-0118

事務所名 新潟航空基地（現場監督・検査）

所在地 新潟県新潟市東区松浜町新潟空港内

電話 025-273-8118

5. 官給品

なし

第二章 一般共通事項

1. 適用範囲

(a) 工事実施に際しては、設計図書に従い施行する。

(b) 本仕様書に記載のない事項でも、自然付帯する事項は請負金額の範囲内で実施する。

2. 設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。

3. 監督職員

監督職員とは、「第九管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。

4. 疑義に対する協議

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議し、その指示に従う。

5. 現場の納まりなどの関係による協議

現場の納まり、取り合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。なお、軽微な変更等であれば請負金額の変更は行なわない。

6. 諸 届

工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないように注意する。また、これに要する諸費用も負担する。

7. 現場代理人及び主任技術者

(a)現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。

(b)建設業法第 26 条に定める主任技術者(監理技術者)はその資格を証明する資料を監督職員に提出し承諾を受ける。

8. 工事現場の安全衛生管理

(a)工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行なう。ただし、別に責任者を定める場合はこれによるものとする。

(b)工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行なうなど、事故の防止に努める。

9. 災 害 及 び 公 害 の 防 止

工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。また、第三者に対して損害を与えた場合は、請負者の責任において適正な補償を行わなければならない。

(1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。

(2) 公害の防止に努める。

(3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。

(4) 気象の変化に注意し、事故防止に努める。

(5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。

10. 臨 機 の 処 置

災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

11. 養 生

従来部分、施工済み部分、未使用材料などで、汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生及び保護を行なう。

12. 工 程 表

着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承認を受ける。

13. 施 工 計 画 書

工事着工に先立ち、施工計画書を作成し、監督職員に提出する。ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

14. 施工図、原寸図、見本その他

施工図、原寸図、見本などは、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。ただし、作成の必要性の少ないものは監督職員の承諾を受けて省略することができる。

15. 職 方 へ の 指 示

12. 13. 14. により作成した図書などは、関係する職方に周知徹底させる。

16. 材 料

(a)材料は、新品とし、18. により合格したもの又は、承諾を受けたものとする。

(b)材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。

(c)設計図書による「JIS(日本工業規格)の規格品」と指示された材料は、JIS マーク表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものとする。

(d)調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して承諾を受ける。

17. 材 料 搬 入 の 報 告

材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて、監督職員に 27. の工事報告で報告する。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて、報告を省略することができる。

18. 材 料 の 検 査

(a)材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

(b)合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。

19. 材料検査に伴う試験

(a)試験は下記の場合に行なう。

(1) 設計図書に定められた場合。

(2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。

(b)供試体は、監督職員の承諾を受けて作製する。

(c)試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適切な場所で行なうものとし、その決定にあたっては、監督職員の承諾を受ける。なお、公的試験所で行なう場合を除き、原則として監督職員の立ち会いを受ける。

(d)試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。

20. 施 工

施工は、設計図書及び 12. 13. 14. による監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図などに従って行なう。

21. 技能士

技能士は職業能力開発促進法による一級技能士の資格を有し、合格証明書を監督職員に提出して、承諾を受けた者とする。ただし、作業の一部が軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。

22. 施工の検査

監督職員の検査は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は別に指示する。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員の指定した工程に達した場合。

23. 施工の立ち会い

監督職員の立ち会いは、下記の場合に行う。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員が特に指示する場合。

24. 施工検査に伴う試験

- (a) 試験は下記の場合に行う。
 - (1) 設計図書に定められた場合。
 - (2) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合
- (b) 供試体の作製及び試験所等は、19. による。

25. 他工事との出合

他の請負者によって施工される工事との出合となる場合、監督職員の指示に従い関係請負間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。

26. あと片付け

工事完成に際しては、あと片付け及び清掃を行う。

27. 工事報告

工事の進捗、材料の搬入、搬出、作業員の作業、気象状況等を記載した報告書を原則として毎週作成し、監督職員に提出する。

28. 工事写真

工事着工前から工事完成まで工事の施工順に撮影し、サービス判、各 1 枚をアルバムに整理して監督職員に提出する。

特に工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認できない部分の撮影を忘れないよう十分注意するとともに、被写体の寸法が判明するよう、スケール、ポール及び箱尺等を同時に撮影する。

29. 完成写真

正面・側面等2～3方向から撮影し監督職員に提出する。

30. 竣 工 検 査

現場代理人は検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、検査職員の指示に従い、請負人の負担において適切な措置を講じなければならない。

31. 官 給 品 等

(a)本工事において、官給品がある場合は、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。

- (1) 官給品の引き渡しを受ける際には、現場に立ち会い、「官給品受領書」を 2 部提出する。
- (2) 官給品の保管場所・保管方法並びに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。
- (3) 官給品の使用が終了したときは、「官給品精算書」を 2 部提出して確認を受け引渡を行う。

(b)本工事において、撤去品が発生した場合、現場代理人または主任技術者は次の処置をとる。

- (1) 撤去品の保管場所・保管方法並びに使用状況について指示を受けたときは、必要な処置をとる。
- (2) 監督職員の指示する場所に運搬し「撤去品発生通知書」を 2 部提出する。

32. 完 成 図 書 等

工事完成後、完成図書、取扱説明書その他監督職員の指示する図書を提出すること。

第三章 工事仕様

図面及び仕様書に記載のない事項は下記による

- 「公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)」
- 「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)」
- 「電気通信設備工事共通仕様書」:国土交通省大臣官房技術調査課編集

本工事にあたって、撤去した発生材等は関係法定に従い適正に処置し、撤去にあたっては、建設リサイクル法等関係法令に準拠し適正に処分すること。

又、産業廃棄物処理については、マニフェスト及び搬出入状況写真等により管理し適法に行うこと。

使用する材料は、製作図等を提出の上、監督職員の指示を受けること。

1. 仮設等工事

- (1) 設置工事前に安全に作業できるよう足場等を設置し、養生を行うこと。
- (2) 工事資材や処分廃材の運搬及び搬入・搬出は付帯とする。
- (3) 設置工事等完了後、室内の清掃を行うこと。

2. 電源室既設物の撤去等

- (1) 別図3の①～⑩について、以下のとおり撤去等すること。
 - イ ①の柵(W1255×D700×H393mm)を床及び壁と均一になるよう撤去すること。
 - ロ ②のエアコン及びリモコンを壁から取り外し、再設置出来るよう適切な場所で保管すること。
 - ハ ③の貫通管は新設する床に隠れない部分を切断し、穴の部分にキャップをすること。
 - ニ ④の換気口(W470×D167×H475mm)を撤去すること。
 - ホ ⑤のふかし壁(コンクリート及びモルタル W820×D120×H1020mm)を撤去すること。
なお、付属する配管も撤去すること。
 - ヘ ⑥の照明器具 2 台を撤去すること。
 - ト ⑦の火災検知器を取り外し、再設置出来るよう適切な場所で保管すること。
 - チ ⑧の分電ボックスを撤去すること。
 - リ ⑨の床から出ている貫通管は既存床面付近において切断し、穴の部分にキャップをすること。
 - ヌ ⑩のコンセント(2口)2個を撤去すること。
- (2) 分電ボックスから各電気設備に繋がっていた電気配線についても、撤去すること。
- (3) 撤去材は、受注者にて適法に処分すること。(ロ、トを除く)

3. 電源室改修

(1)内装

- イ 別図4の茶色で示された壁に軽量鉄骨下地(LGS65)及び断熱材(t50mm)を張ること。
仕上げは、石膏ボード(t12.5mm)及びクロス仕上げとする。
なお、床から天井までの既設天井高は、2940 mmである。
- ロ 既設床に高さ 150mm の根太軸組を設置し、その上に厚 12mm 程度の木質フローリングを敷設する。
なお、電源室南側出入口から幅 1200mm 奥行 600mm は土間として残し、フローリングは施さない。

- ハ 土間と新設フローリングの境に框を設ける。
- ニ 床面から高さ2580mmの位置にある梁下端に合わせて軽量天井下地(LGS19型)及び石膏ボード(t9.5mm)により天井を設置する。
なお、断熱材(t50mm)も設置に際して張ること。
- ホ 廻り縁及び巾木を天井や床と壁の隙間を塞ぐために設置する。
- ヘ 土間を囲むようにカーテンレールを天井に設置する。(カーテンレールの設置長さは、2700 mm程度)
また、カーテンレールに取り付ける天井から床までの長さのカーテンも受注者にて手配すること。
- ト 窓にブラインド(W800×H1400 mm程度)を設置する。
- チ 西側壁面に吸気口を設置すること。(口径:100 mm程度)
- リ 排気口を撤去した箇所に換気扇(壁埋込型一般換気扇、連動式シャッター、引き紐スイッチ)を設置すること。
- ヌ 入口両開き扉の片側を開かないように固定し、扉と壁の隙間を室内の気密性を確保するためシーリングすること。
- ル 室内西側壁面に洗面台(間口 900 mm、三面鏡付き、高さ 1900 mm程度)を1台設置すること。

(2) 電気設備

- イ 洗面台の近くに電気温水器(手洗洗面用、湯温 60℃、貯湯 6ℓ程度)を設置する。
- ロ 天井に LED 照明器具(直管 LED ランプ 40W 形、天井直付、笠付)を2台設置する。
- ハ 室内に館内放送が聞こえるようスピーカーを設置出来るか通信配線等の敷設調査を実施し、監督職員へ図面等で調査結果を報告すること。
なお、スピーカーの設置については、調査結果をもとに施工方法などを別途協議する。
- ニ 第三章2(1)トで取り外した火災検知器を再設置すること。
- ホ 室内の 3 箇所に 2 ロコンセントを設置する。
- ヘ 第三章2(1)ロで取り外したエアコン及びリモコンを元の位置に再設置すること。
- ト 別図4で示した各設置箇所はおおよそを示したものであり、詳細な設置位置は監督職員と打ち合わせを行い、決定すること。
- チ 第三章2(1)チで撤去した分電ボックスの位置から各電気設備用の電気配線を新しく敷設すること。
なお、設置する電気配線の長さ 100m程度とし、電線管設置部分は 50m程度とする。
- リ 各電気設備の設置が完了した後に、正常に作動するかなどを確認すること。

(3) 通路シェルター

- イ 外階段を覆うように通路シェルター(材質:不燃性)を設置すること。
なお、通路シェルターの側面にパネルを設置し、外階段に雨風等ができる限り入らないようにする。
- ロ 通路シェルターの出入り口に扉(H1900×W700 mm程度、鍵なし)を設置する。
- ニ 設置する通路シェルターのイメージ図(別図5)を参考に施工すること。

(4) 給排水管の敷設調査

- イ 室内に設置する洗面台及び電気温水器用の給水管及び排水管を既設床下に敷設出来るか調査を実施すること。
- ロ 調査終了後は、監督職員へ図面等で調査結果を報告すること。
- ハ 給排水管の敷設については、調査結果をもとに施工方法などを別途協議する。

4. 既設女性諸室改修前後作

- (1) 既設女性諸室の改修は、電源室改修工事が完了後に実施するものとする。(既設女性諸室は別図6参照)
なお、諸室内にあるロッカー等については、職員にて電源室まで搬出・搬入するため、工事開始日については、監督職員と事前に調整しておくこと。
- (2) 工事施工期間中もカプセルベッド、洗面所、シャワールームは継続して使用するため、養生のほか利用者のプライバシー等に関して十分に配慮すること。
- (3) 入口にあるカーテン及びカーテンレールについては、改修工事の最後に撤去及び新設置を行うこと。

5. 既設女性諸室改修

(1)トイレ新設

- イ 別図7で示すスペースに洋式便器(一体型タンクレストイレ)1個を設置すること。
- ロ 便器近くの壁にトイレトーパーホルダを1個設置すること。
- ハ 新設した便器に適合する温水洗浄便座を取り付けること。
- ニ 外へ繋がる壁にスイッチ式の換気扇を新たに設置すること。
なお、換気扇の詳細な設置位置は監督職員と打ち合わせを行い、決定すること。

(2)内装及び電気設備

- イ 壁を設置する部分にかかる引き違い窓の片側一枚を取り外し、ALC パネル等により開口部を塞いで壁に造り替える。
なお、引き違い窓の残った一方は嵌め殺しとする。
- ロ 室内とトイレスペースを区切る壁(W1490×H2600×D150mm)を設置し、壁の側面に出入り口用の片開き扉を取り付けること。
壁は軽量鉄骨下地(LGS65)の上に石膏ボード(t12.5mm)とクロス仕上げとする。
また、片開き扉のサイズは W600×H2000 程度とする。
- ハ 現在の室内照明が自動点灯になっているため、自動から手動に切替える作業をすること。
また、手動用の室内照明スイッチを室内に設置すること。
- ニ 別図7の室内照明スイッチの位置はおおよその場所であり、詳細な設置位置は監督職員と打ち合わせを行い、決定すること。
- ホ 工事個所の天井に設置されている火災検知器を室内の別の場所に移設すること。
- ヘ 各電気設備用の電気配線を新しく敷設すること。
なお、設置する電気配線の長さ 20m程度とし、電線管設置部分は 12m程度とする。
- ト 室内既設のカーテン及びカーテンレールを撤去し、受注者にて適法に処分すること。
- チ 諸室出入口扉の開閉に支障がないよう室内目隠し用のカーテンレール天井に設置すること。
また、天井から床までの長さのカーテンも受注者にて用意し取り付けすること。
なお、諸室内の天井高は 2600 mmである。

(3)給排水

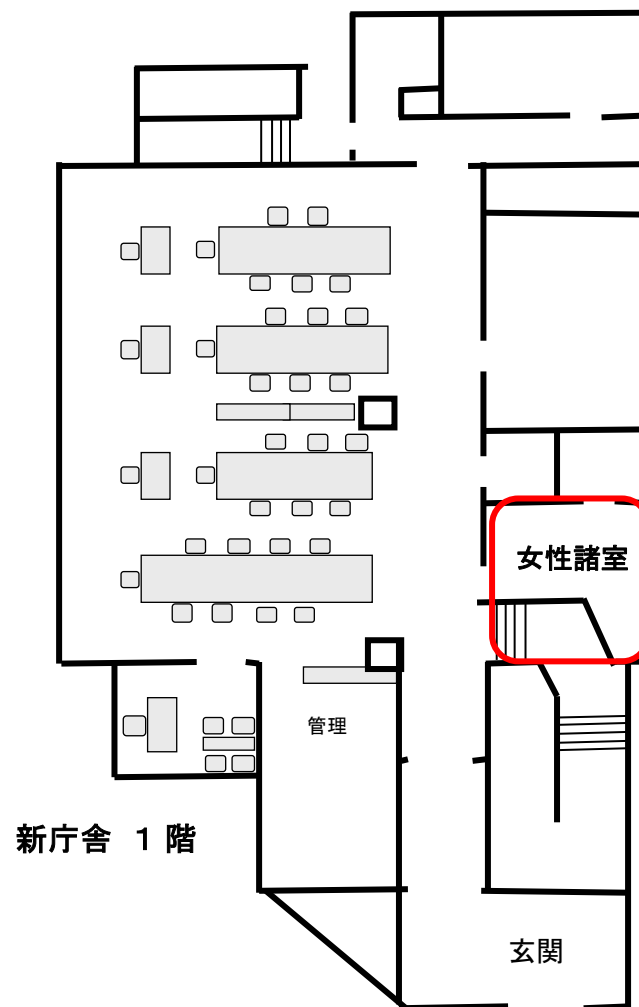
- イ トイレ用の給水管及び排水管を新しく敷設すること。
なお、給排水管等の敷設に関することは別図7に示すとおりとする。
- ロ 給排水管の敷設及び便器との接続が完了後、トイレとして機能するか確認すること。

位置図



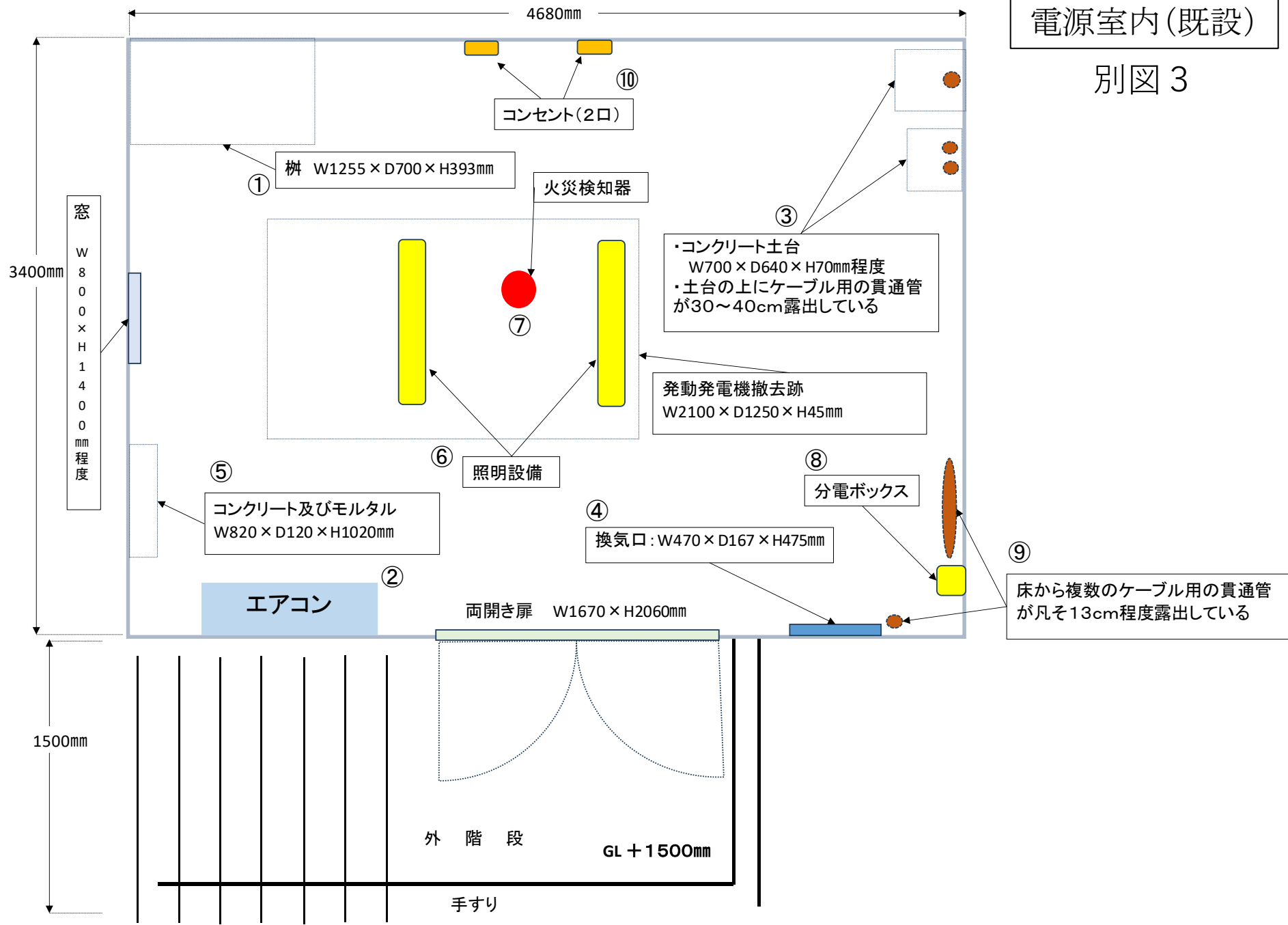
案内図





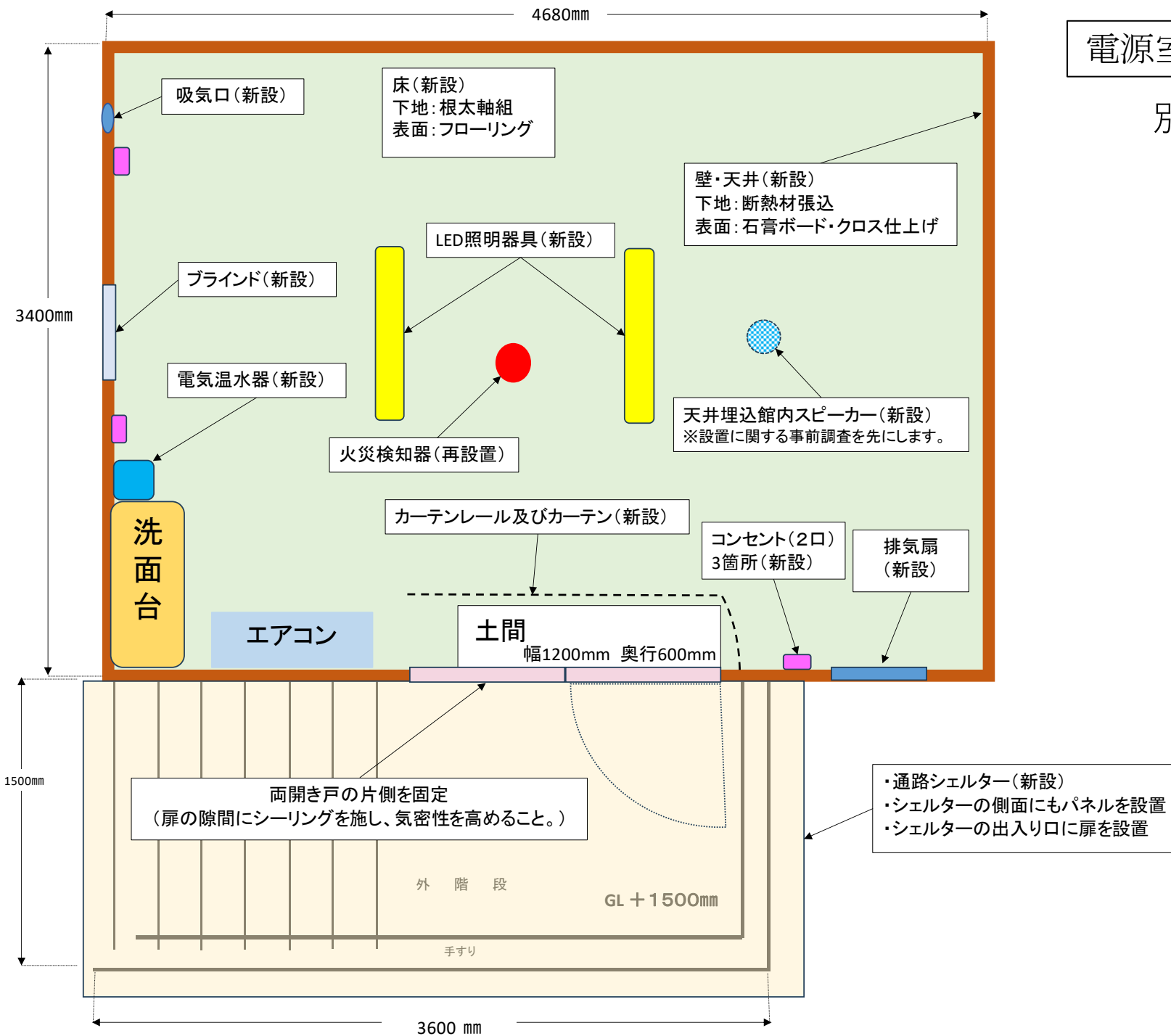
電源室内(既設)

別図 3



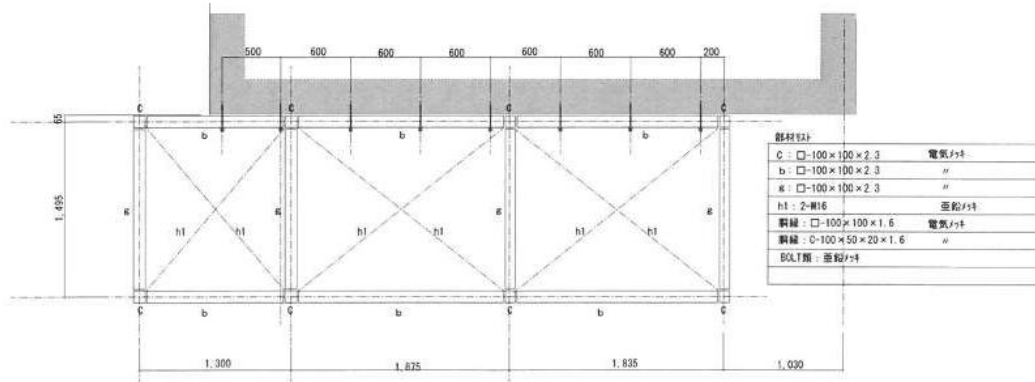
電源室内(改修)

別図 4

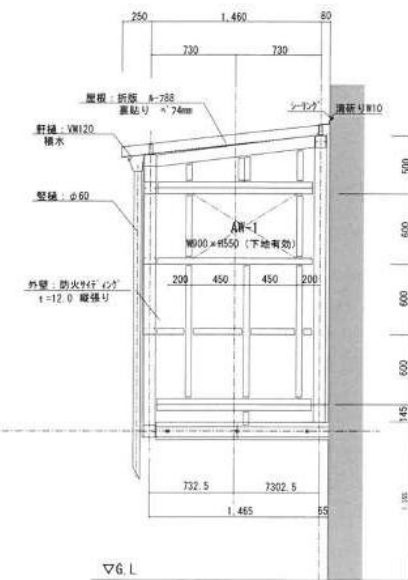
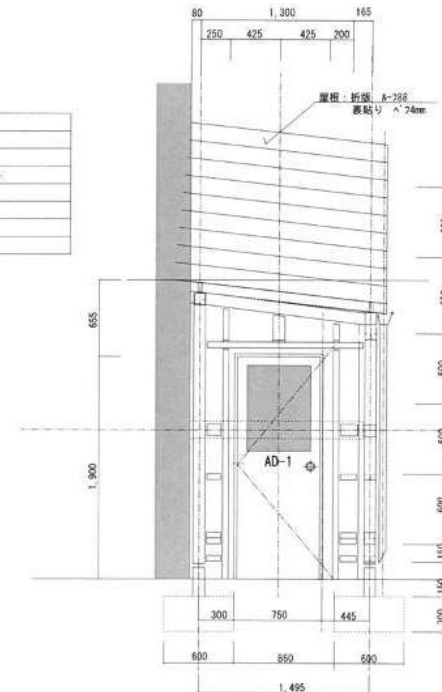


通路シェルター（イメージ図）

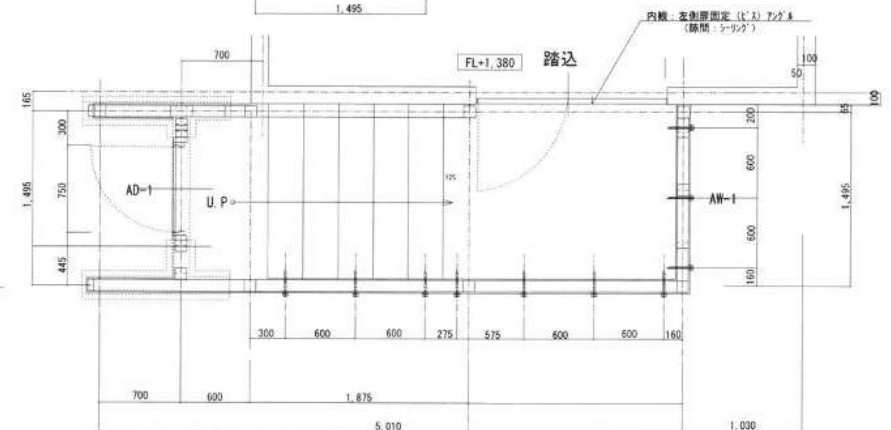
別図5



R階 伏図 S-1/30

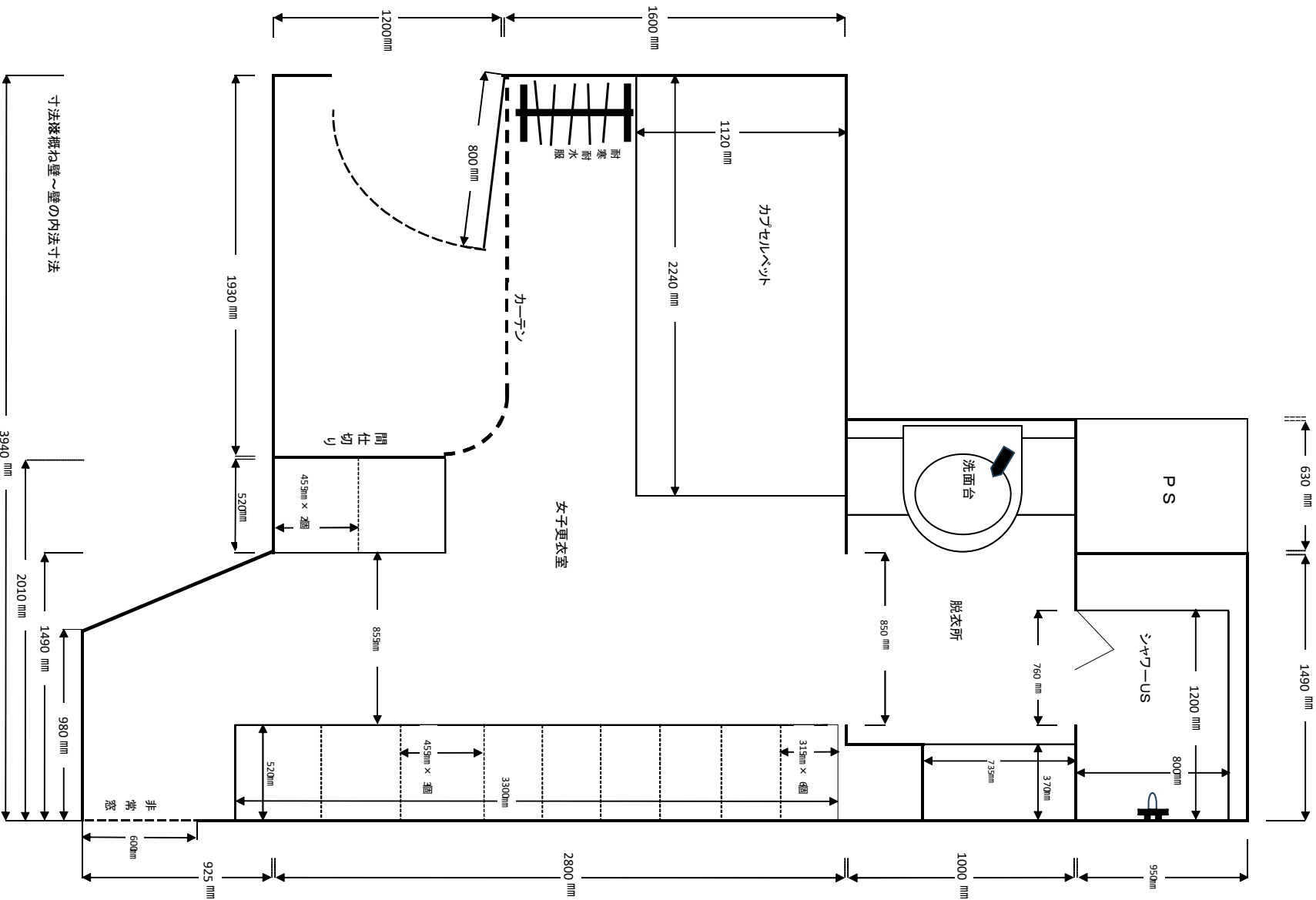


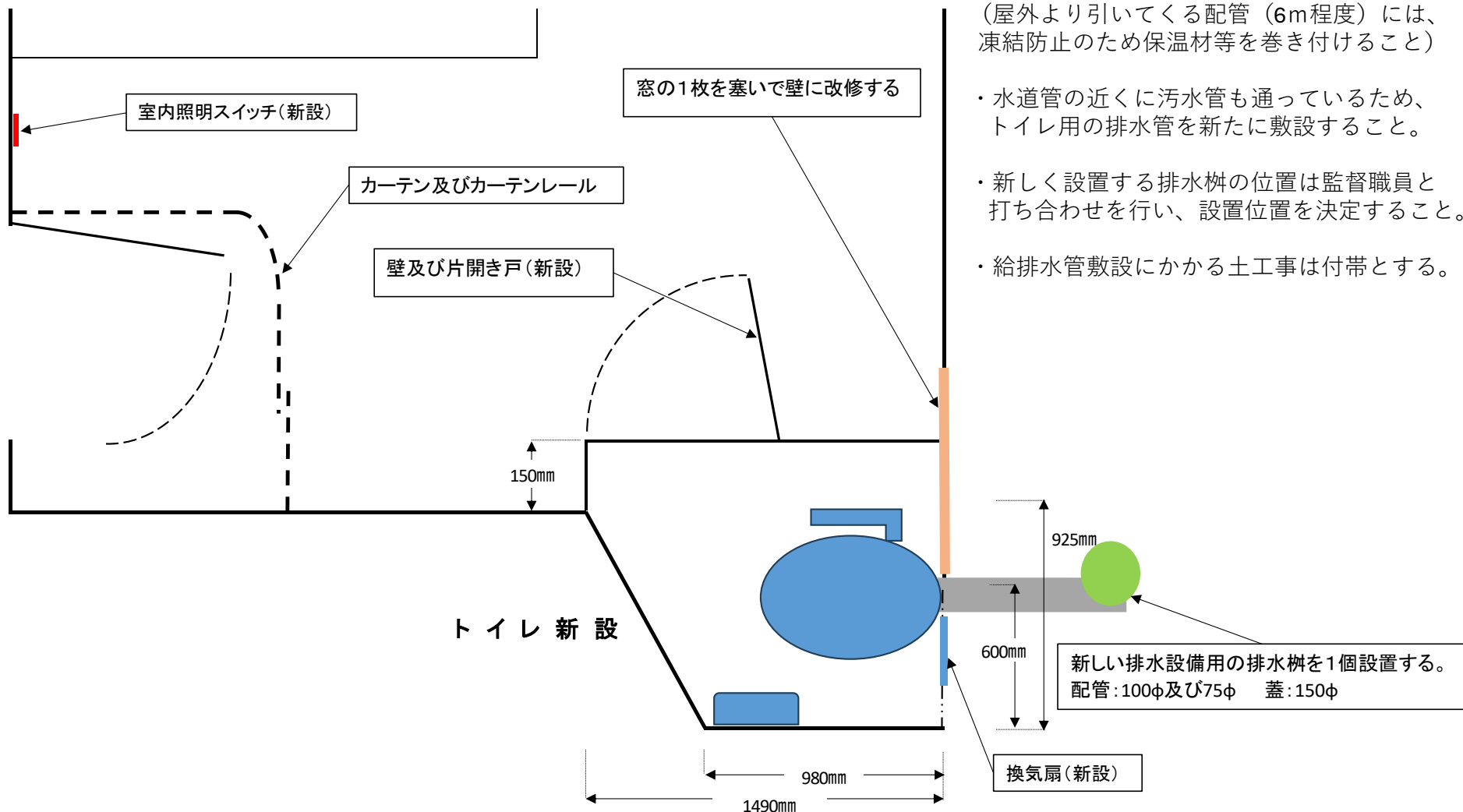
▽G.L.



FL+1.380 踏込

▽G.L.





- ・ 給水用配管はすぐ外に水道管が通っているため、そこから分岐して敷設すること。
なお、配管の径は20φとし、敷設する長さは24m程度である。
(屋外より引いてくる配管(6m程度)には、凍結防止のため保温材等を巻き付けること)
- ・ 水道管の近くに汚水管も通っているため、トイレ用の排水管を新たに敷設すること。
- ・ 新しく設置する排水枵の位置は監督職員と打ち合わせを行い、設置位置を決定すること。
- ・ 給排水管敷設にかかる土工事は付帯とする。